

令和8年度

学校教育の重点

京都市の目指す子ども像

「伝統や文化に学び、
次代と自らの未来を創造する子ども」

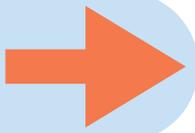
一人一人の子どもを徹底的に大切にする京都市の教育

「まちづくりは人づくりから」。これはまちの発展を教育の力に託した京都の町衆の志です。今から約150年前、明治維新による都市衰退の危機の中、子どものいるいないにかかわらず、全ての世帯が「竈金（かまどきん）」と呼ばれる私財を出し合い、日本初となる地域の子どもたちが学ぶことのできる小学校（番組小学校）を創設しました。以来、京都の人たちは、この志を受け継ぎ、子どもを社会全体で温かく包み、育んできました。

こうした先人たちの伝統と進取の気風で培われた京都ならではの「はぐくみ文化」の下、「誰一人取り残さない」という確固たる信念と、未来社会の創り手となる子どもを育むという崇高な使命を担うことへの誇りを持ち、市民ぐるみ・地域ぐるみで「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」教育を共に進めていきましょう。

本冊子は、本市学校教育の年度ごとの指針とその重点取組を定めるものです。
本内容を土台としながら、各校園において創意工夫あふれる取組を進めてください。

京都市教育委員会



京都市の目指す子ども像

「伝統や文化に学び、
次代と自らの未来を創造する子ども」

3つの姿

1

広い視野と豊かな感性
を持ち、よりよい人生や
ウェルビーイングな社会
を創造できる

2

様々な学びを生かし、
社会的・職業的自立を
果たすことができる

3

多様な他者と共に生き、
学び合い、
人権文化の担い手とな
ることができる

令和8年度 重視する視点

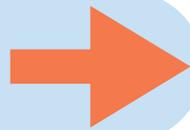
子どもの「主体性」と「社会性」の育成を目指し、

幼稚園

- 1 子どもが主体的に遊ぶ姿を重視する
- 2 小学校期の学びにつなぐ資質・能力を一体的に育む
- 3 自己発揮と自己抑制の調和のとれた自律性(折り合う心)や、協働する力を育む保育を推進する

小・中・小中学校(義務教育学校)

- 1 主体的・対話的で深い学びを重視した授業を通して、学びの質を高める
- 2 日々の授業と家庭学習との連動を通して、自学自習の習慣化を図る
- 3 自他を大切に、「公共の精神」に基づく態度を育む



『いのち』

～子どもの命を守りきる～

『よりそい』

～多様な子どもが

誰一人取り残されない教育を進める～

『つとめ』

～教職員の職責を自覚し

研鑽することで、教育の質を高める～

『ひろがり』

～カリキュラム・マネジメントの視点をもって
社会に開かれた教育課程を実現する～

『つながり』

～校種間連携・接続により子どもを支える～

- 1 「生きる力」を育む学びの推進
- 2 基礎的・基本的な知識及び技能の習得と言語活動の充実
- 3 探究活動・京都ならではの教育の充実
- 4 グローバル化時代に対応する実践的英語力の育成
- 5 発達障害を含む障害のある子ども一人一人の実態に応じた適切な指導と支援の充実
- 6 道徳教育の充実
- 7 伝統文化・芸術等を通じ、豊かな感性・情操を育む教育の充実
- 8 多様性を理解・包摂する姿勢の涵養
- 9 発達支持的生徒指導の推進と規範意識の醸成
- 10 いじめをはじめとする問題行動への対応
- 11 運動やスポーツの実践と体力の向上
- 12 保健教育の充実
- 13 飲酒・喫煙・薬物に関する指導
- 14 安全教育の充実
- 15 食に関する指導の推進

「自ら学ぶ力」と「自ら律し、協働する力」を高める

高等学校

- 1 スクール・ミッション、スクール・ポリシーの点検と改善を進め、各校の特色・魅力を生かした教育活動を充実させる
- 2 学習指導要領の確かな実装に向けて、教育活動全体を通して自立した学習者を育む
- 3 一人一人のキャリア発達を支援する視点から、個に応じた支援・指導に取り組む

総合支援学校

- 1 子どもを「できる存在」として捉え、できる姿を通して「生きる力」を育む
- 2 地域社会と協働して、社会に生きる子どもを育む
- 3 自立と社会参加の実現に向けた発信力や社会性を育む

目次

第1章 目指す子ども像と3つの姿	1
------------------------	---

第2章 全教職員で進める学校園づくり 5つの柱	2
-------------------------------	---

■『いのち』～子どもの命を守りきる～.....	2
■『よりそい』～多様な子どもが誰一人取り残されない教育を進める～.....	3
■『つとめ』～教職員の職責を自覚し、研鑽することで、教育の質を高める～.....	5
■『ひろがり』～カリキュラム・マネジメントの視点をもって社会に開かれた教育課程を実現する～.....	6
■『つながり』～校種間連携・接続により子どもを支える～.....	7

第3章 令和8年度 重視する視点.....	9
-----------------------	---

■幼稚園.....	10
■小・中・小中学校(義務教育学校)	11
■高等学校	12
■総合支援学校	13

第4章 「生きる力」を育む15の取組	14
--------------------------	----

参考資料

■関連資料等一覧.....	21
■教育界の動き	23

第1章 目指す子ども像と3つの姿

京都市の 目指す子ども像 「伝統や文化に学び、次代と自らの未来を創造する子ども」

本市では、先人たちが歴史の重なりの中で培われてきた京都の多様な強みを生かし、絶えず新たな創造を行い、社会を発展させ、生活の豊かさを増してきた。数ある強みの中でも、伝統や文化は次なる時代の新たな創造の基盤となるものであり、その価値を理解し、学び、受け継いでいくことが欠かせない。

伝統や文化を学ぶことは、過去から受け継がれてきた技術、成功や失敗から得られた教訓、多様な人が交わることで形成されてきた価値観や精神性等を知り、そのよさを感じ、伝統や文化と自身との重なりやつながりを思う中で、自分のよさや可能性を発見・認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、豊かな人間性を築き上げることができる、社会の中でよりよく生きる力を養うものである。

そして、「生きる力」を育むことは、複雑化する社会の中で、子どもたちが地域社会のみならず国際社会の一員として、数多のつながりを紡ぎ、変化を乗り越え、自らの人生を切り拓いていくことに結びつく、私たちが担う教育の重要な使命である。

こうした使命のため、私たちは「伝統や文化に学び、次代と自らの未来を創造する子ども」を目指す子ども像として掲げ、誰一人取り残さず、市民ぐるみ、地域ぐるみで「一人一人の子どもを徹底的に大切に」教育を一層推進し、子どもたちの多様な個性を最大限に生かし、よりよい未来社会を共に創り上げていく。

京都市の目指す子ども像 3つの姿

1. 広い視野と豊かな感性を持ち、よりよい人生やウェルビーイングな社会を創造できる

本市では、「世界文化自由都市」をあらゆる政策の最上位の理念として位置づけている。「世界文化自由都市」とは、広く世界と交わることによって優れた文化を創造し続ける都市であり、そのために、全世界の人々が様々な立場の違いを超え、平和のうちに、自由に集い、自由な文化交流を行う都市である。近年、様々な個性や特徴、背景を有する子どもの増加や内なる国際化により多様性の包摂の重要性が指摘される中、SNSや生成AIの負の側面による社会の分断も懸念される。そうした状況の下、自然と共生する美意識や価値観、社会の中の循環やつながり、人と人との絆など、今も本市の暮らしの中に息づく精神性や行動様式への理解を深め、その発信とともに、「世界の文化首都」として文化の継承・発展の担い手の育成を目指す取組の重要性が高まっている。

こうした中、長年にわたり育まれてきた市民力、地域力、文化力を生かした伝統文化教育や環境教育、食育、自然体験活動等を通じ、広い視野を持ち、豊かな感性を働かせながら、自分らしい、よりよい生き方・人生を探究し、個人だけでなく周囲や地域も幸せや豊かさを実感できる持続可能でウェルビーイングな社会を多様な他者と協働して創造する子どもを育成する。

2. 様々な学びを生かし、社会的・職業的自立を果たすことができる

子どもたちが、様々な社会参画の機会を通じて、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通し、生涯にわたり学び続け、多様な個性を伸ばしながら、よりよい人生や社会の創り手となるため、全ての学校園で自己成長を促すことが大切である。

そのために、本市ならではの「生き方探究（キャリア）教育」の実践を通じて、「人とともに社会を生きる力」「自分を知り、律する力」「課題を見付け、解決する力」「夢や希望をつくりあげる力」「情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用する力」を一体的に培い、社会や家庭の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を探究する子どもを育成する。

3. 多様な他者と共に生き、学び合い、人権文化の担い手となることができる

子どもたちが「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」の重要性を理解するとともに、それを態度や行動に表し、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるよう、全ての学校園で「世界人権宣言」やSDGsの「誰一人取り残さない」という理念等も踏まえ、人権が尊重される風土を意図的に創り出すことが大切である。そのうえで、あらゆる教育活動において、様々な事柄を多様な視点で捉え、対話を通じて子どもが共に「学び合う」ことを人権教育の基盤とし、正義感や公正さを重んじる心を持ち、自尊感情を高め、多様な価値観を互いに尊重し、共に助け合うことの大切さを育み、人権という普遍的文化の担い手となる子どもを育成する。

第2章 全教職員で進める学校園づくり 5つの柱

『いのち』～子どもの命を守りきる～

- ① 子どもが自らの命を断とうとすること、また、学校事故等により子どもの命が失われることや重度な負傷や後遺症が残ることがあってはならない。子どもの命を守りきる使命を深く自覚し、「自分と他者の命、すなわち自分と他者の心と体を大切に子どもを育成できているか」、「子どもの内面から発せられる様々な表情や声に目を向け、耳を傾けられているか」という原点に全教職員が常に立ち返り、家庭・地域等と連携しながら、学校が子どもにとって安心して生き生きと活動できる場となるための教育活動・学校運営に徹する。
 - ② 人間の尊厳を否定する行為であり、絶対に許されない、体罰、性暴力、スクールハラスメント等を根絶するため、全教職員が常に子どもと自らの関わり方を見つめ直し、組織的な取組を徹底し、子どもが安心して学べる環境を確保する。
 - ③ 全教職員が教育活動に内在する危険を理解し、学校施設等の定期的な点検と日常の気づきを通じた危険の早期発見に努め、事故の発生を防ぐ。また、事故の未然防止と緊急時の対応に適切に取り組めるよう構築された仕組みである「HANAモデル」も踏まえ、日頃から実地を含めた訓練や研修を行うことで、万一事故が発生した際に適切な救護措置をとることのできる組織体制を構築する¹。また、学校が地域防災の拠点となることも意識し、「危機管理マニュアル」が現状に適したものになっているかを点検・改善するとともに、緊急時の保護者への連絡・引渡し体制の確認や迅速かつ的確な情報収集と発信を徹底する。
 - ④ いじめは、命に関わる深刻な影響を子どもに及ぼすものであり、いつでも、どの学校でも、どの子にも起こりうるという危機意識を持ち、早期発見につながるSOSを出しやすい風土の醸成やいじめ把握時の組織的・迅速・正確な実態把握、いじめに関わる全ての子どもへのケア等、「京都市いじめの防止等に関する条例」「京都市いじめの防止等取組指針」及び各学校において定める「学校いじめの防止等基本方針」に基づき、各学校に設置しているいじめ対策委員会が中心となり、家庭・地域と連携した迅速かつ適切な対応と再発の防止に向けた取組を行う。
さらに、いじめ防止対策推進法が定めるいじめの重大事態については、いじめによる重大な被害等の疑いの段階から動き出すことが求められており、全教職員がいじめに係る法令や基本方針、重大事態のガイドライン等の理解に努めるなど、平時から実効的な取組を推進する。
- <いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）>
○重大事態への対処（第28条）
学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。
- ⑤ 児童虐待について、教職員は発見しやすい立場であることを自覚し、虐待と疑われる事案に気づいた際には、速やかに組織として対応し、児童相談所に通告する²。
 - ⑥ インターネット上での誹謗中傷やいじめ、個人情報の流出、有害情報へのアクセスは、命に関わる事案に直結しうるものであり、家庭や地域・関係機関と連携しながら、自身が加害者にも被害者にもなりうることを子どもにしっかりと認識させる³。
 - ⑦ 学校教育全体を通して防災教育を展開し、災害に関する知識の習得を図るとともに、危険に際して自らの命を守り抜くため主体的に行動する態度を育成する。また、子ども自身が災害時に復旧、復興を支えるための支援者となる視点から、地域の一員として地域の防災・避難訓練等への積極的な参加を促進し、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める取組を推進する⁴。

¹HANAモデル ²学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き ³デジタル・シティズンシップ教育の手引

⁴京都市防災教育スタンダード、京都市立学校防災マニュアル作成指針

『よりそい』～多様な子どもが誰一人取り残されない教育を進める～

- ① 子ども一人一人がかけがえのない存在であるとの前提に立ち、全ての子どもが多様な能力や個性を生かし、社会の中で活躍できる可能性を広げられるよう、学校が家庭・地域等と連携しながら、一人一人に丁寧に寄り添った行動を徹底し、個に応じた適切な配慮や支援を充実していく。また、新型コロナウイルス感染症による様々な行動制限等は、子どもたちの心身に一定の影響を与え、現在もその影響が続いていると考えられることから、引き続き、そうした事情を考慮しながら、一人一人の状況に沿った対応を組織的に行う。
- ② 子どもの人権が常に保障され、どの子どもにとっても安心して自分らしく生き生きと活動できるよう、学力向上や生徒指導、病弱・身体虚弱や障害のある子どもへの支援、LGBTQへの理解⁵等の具体的な取組について、人権教育の4つの視点[※]も踏まえ、ユニバーサルデザインチェック表やヒントブック等も参照して見直しを図り、校種間連携・接続や教職員の連携の中で継続的・組織的に進める⁶。

※ 1.人権としての教育 2.人権を通しての教育 3.人権についての教育 4.人権のための教育

- ③ 問題行動や不登校等の要因には家庭環境や人間関係などから生じる様々な「困り」があることを理解する。そのうえで、初期対応が重要であることから、ささいな兆候や懸念であっても、気になる点や気づきがあった時に、個人で抱え込まず、児童生徒に関する家庭や友人等の関係性、日々の行動変化、アンケート等でのSOSなど情報の集約と共有を徹底し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも含めた「チーム学校」として「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を迅速かつ組織的に行う。不登校に関しては、前兆が現れた段階から「児童生徒理解・教育支援シート」を活用する。また、校内の登校支援委員会等での情報共有を進め、アセスメント（見立て）に基づき、個に応じた適切な支援や継続的な関わりによる居場所づくり、不登校相談支援センターやフリースクール等民間機関との連携などにより、一人一人の状況に応じた適切な支援が行えるよう組織的・計画的な取組を積極的に進める⁷。
- ④ 貧困やヤングケアラーは、周囲に知られたくない、自らが置かれている状況についての自覚がない等の事情から、子ども自身が周囲にサポートを求めることが難しい場合もある。日々子どもと接する中で、そうした困りごとを抱えている兆候が無いか意識を向けるとともに、声掛け等により子どもが相談しやすい環境づくりを心掛ける。そのうえで、福祉的な観点の支援が必要な子どもに対しては、家庭環境も含め、その背景をしっかりと見取り、理解し、スクールソーシャルワーカーとの協働により、児童相談所や子どもはぐくみ室、NPO等、他機関との日常的な連携を進め、全ての子どもが社会的に自立できるよう取り組む⁸。

<京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例（令和6年11月11日施行）>

○学校の役割（第8条）

学校等は、園児、児童又は生徒のうち潜在的なヤングケアラーの把握に努めるとともに、園児、児童又は生徒がヤングケアラーであると認められるときは、その意向を尊重しつつ、修学に当たっての配慮、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 学校等は、支援を必要とするヤングケアラーからの教育又は福祉に関する相談に積極的に応じるよう努めるものとする。

3 学校等は、ヤングケアラーであると認められる園児、児童又は生徒について、そのプライバシーに配慮するとともに、当該園児、児童又は生徒がケアラーであることに関連するいじめ等により学校生活に支障をきたすことがないよう配慮するよう努めるものとする。

4 学校等は、本市、他の関係機関及び民間支援団体等と積極的に連携するよう努めるものとする。

⁵～思春期の子どもをもつ保護者の皆様へ～「LGBTQについて知っていますか？」

⁶授業・学級・学校づくりのユニバーサルデザインチェック表（小学校）（中学校）、「困りのある」生徒への具体的な支援ヒントブック

⁷心の居場所づくりハンドブック、心の居場所づくりハンドブック 別冊～ICTを活用した居場所づくりに向けて～、

こころとからだのアンケート、不登校児童生徒への一人一人に寄り添ったチーム支援に向けて

⁸フリースクール等民間団体に関する情報、校内サポートルームの充実に向けて

- ⑤ 「障害者差別解消法」により、全教職員が障害のある子どもに対して合理的配慮を求められることを踏まえ、子どもの障害・特性の理解と的確な実態把握や指導・支援についての専門性を高め、「就学支援シート」「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」「個別の包括支援プラン」やICT機器を活用し、一人一人の教育的ニーズに応じた指導内容や指導方法の精選・創意工夫を徹底する。その際には、保護者や医療、福祉等の関係機関、総合支援学校 育（はぐくみ）支援センター、学校サポートチーム、小中通級支援チーム、高校通級特別支援チーム等との連携を密に行う。また、インクルーシブ教育の理念に基づき、子どもや保護者の願いと一人一人の教育的ニーズに応じた就学支援・教育支援を組織的に行うとともに、障害の有無に関わらず、全ての子どもが共に学ぶ、交流及び共同学習の機会を積極的に設ける⁹。
- ⑥ 病気療養中や医療的ケアを必要とする子どもについては、主治医や関係機関等と連携を行う中で、安全と体調に十分配慮するとともに、本人や保護者の意向を踏まえ、ニーズに応じた指導や支援を行う。また、長期間の入院や自宅での病気療養を余儀なくされる子どもについては、医療機関等と連携しつつICT機器を活用した遠隔教育等の切れ目のない支援に努める¹⁰。
- ⑦ 子どもたちが様々な国の伝統や文化に触れ、その違いとともにそれらを大切にしている歴史的・社会的背景や思いなどを知ることで、互いを尊重し合い、共に生きる国際協調の精神を培う取組を推進する。また、日本語指導が必要な子どもの学びを保障するため、特別の教育課程による指導を中心とした日本語指導や在籍学級での学習、人間関係の構築などについて全校体制で適切な支援を進める¹¹。

⁹障害を理由とする差別の解消の推進に関する京都市対応要領、
「障害のある子どもたちのよりよい就学先を求めて～京都市の就学相談」リーフレット、
「～障害のある子どもたちの『はぐくみ』を支える～育（はぐくみ）支援センター」リーフレット、
知ってほしい！「高校通級特別支援チーム」リーフレット、京都市高校生サポート、就学支援シート、動画「京都市の就学相談」、
障害のある子どもたちと障害のない子どもたちとの「交流及び共同学習」の推進のために

¹⁰長期入院療養中の高校生の学習継続に関するガイドブック

¹¹日本語指導の手引、日本語初期集中指導教室「わかば」受入れの手引、
日本語を母語としない生徒や保護者のための多言語進路ガイダンス、
日本語を母語としない保護者のための「小学校生活スタートガイド」

『つとめ』～教職員の職責を自覚し、研鑽することで、教育の質を高める¹²～

- ① 全教職員が、教育が果たすべき崇高な使命を担う者としての職責を深く認識したうえで、公私にわたり、社会的責任と教育公務員としての責務を常に自覚した言動に徹し、子どもや保護者との信頼関係を確固たるものとする。
- ② 教職員は、自らの姿を通じて、子どもに人としての生き方を伝える、子どもにとって最大の教育環境であり「教職員の言動そのものが教育である」との認識の下、いかなる時も、子どもの人権を守り、子ども自身が大切にされていることを実感できるように努める。
- ③ 「学校・幼稚園における働き方改革推進方針」の下、教職員が自らの働き方や資質能力向上に向けた意識改革を進める。各学校園においては、校園長のマネジメントによる管理職と教職員相互の連携・協働はもちろん、PTAや学校運営協議会との信頼関係や協働関係の構築に向けた熟議を通して、「働き方改革」の趣旨・目的の浸透や学校が担う業務等の3分類への理解を図るとともに、子どもの豊かな経験や成長のための目的を踏まえた行事の精選や教職員等による会議の在り方の見直し、ICTの有効活用等による校務の効率化を推進する。さらに、部活動ガイドラインに基づき設定した適切な休養日・練習時間の徹底、PTA活動や地域学校協働活動における役割分担など、日々の取組の見直しも恒常的に行う。また、教職員が支え合える心理的安全性の保たれた職場づくり、週休日の振替の徹底や年次休暇等の取得の促進、自らの授業力や児童・生徒への指導力の向上やしっかりと子どもと向き合う時間の確保など、「働きやすさ」と「働きがい」を両立できる環境を構築し、教職人生のウェルビーイングを高め、教育の質をより一層向上させる。
- ④ 教職員は、子どもの主体的な学びを支援する伴走者として、社会の変化を捉えながら、教職員自身が自律的、継続的、探究的に学び続け、豊かな人間性を培い、創造性、専門性を高められるよう、計画的な研修に努める。更に、研究会活動への積極的な参加や学校園内外での教職員同士の学び合い、授業教材研究等により、新たな知見を蓄積する等資質能力の向上を図る。
- ⑤ 校園長は、学校園内外の状況・課題を分析し、目標を明確にしたうえで、多様な専門性を持つ教職員はもとより、子どもの課題やニーズに応じた他機関との連携を積極的に図り、学校園運営の更なる改善を図る。その際には、教員等の資質向上に関する指標や教職員評価・学校評価を活用しながら組織や個々の教職員の強みや課題を明確にし、各種研修の計画的な受講、研究会活動への参加の奨励や校園内研修を通して、教職員同士がそれぞれの強みも生かしながら、互いに学び合い、高め合える組織体制・環境づくりを一層充実させる。

¹²学校・幼稚園における働き方改革推進方針、京都市教員等の資質の向上に関する指標、京都市 OJT 実践ガイドライン、「KYOTO×教育DXビジョン」Ver1.2、
専門家としての教師の学びと成長の一考察 -対話を通じて自律性と創造性を育む PLC 型学校組織の開発-、
「学び続ける教師」を育む、学び合い高め合える教職員組織づくり -日常的な取組の意識化、最適化、活性化-

『ひろがり』～カリキュラム・マネジメントの視点をもって社会に開かれた教育課程を実現する～

- ① 「京都はぐくみ憲章」の理念の下、学校・家庭・地域が、保護者や地域の願いを互いに共有し、子どもを共に育む当事者として、子どもの実態を捉え、課題に取り組むことができるよう、学校運営協議会の一層の活性化等を図る¹³。また、本市の強み等も生かしながら、大学や企業、NPO、行政機関とも連携・協働し、探究型学習やSTEAM教育、伝統文化体験、環境教育、科学・技術に親しむ機会や世界に誇る食文化等に直接触れる取組の充実など、地域の教育力を生かし、多様な経験を得て、子どもたちの世界（視野や経験、意識）が広がる学びを積極的に取り入れる。
- ② 変化の激しい社会の中で生きる力を育むために、全ての学校園において、子どもたちの状況や地域社会の実態を踏まえた教育目標を定めることが必要である。その目標の実現に向けて、教育活動の質の向上を図るためには、社会と学校をつなぐ「社会に開かれた教育課程」の考え方をもとに、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら計画的かつ組織的に進める「カリキュラム・マネジメント」（以下の3つの視点）を確立するとともに、学校評価がカリキュラム・マネジメントの重要な要素であることを全教職員が認識し、各種調査や保護者アンケート等も活用しながら、目の前の子どもの姿をしっかりと見取り、取組の進捗度・達成度を振り返りつつ、よりよい学校、学級づくりに生かす¹⁴。

●カリキュラム・マネジメントの3つの視点

～各校園が定めた学校教育目標の実現に向けて、全教職員が共通理解をもつ～

教師が連携し、複数の教科等の連携を図りながら授業をつくる

- ・育成を目指す資質・能力を明確にし、その育成に向け、各教科のどの単元でどのように取り組むのか、意識して学習活動を進める。
- ・総合的な学習の時間の単元構想を中心に据え、各教科の学習内容とのつながりを明確に示し、学習者自身が各教科で培った力を活用・発揮する場としての意識を持ち、学びに向かう。

地域と連携し、よりよい学校教育を目指す

- ・地域資源（ひと・もの・こと）やICT機器を活用し、子どもたちの探究的な学びの実現につなげる。
- ・資質・能力の育成に向け、総合的な学習の時間の単元構想を毎年見直し、外部資源の活用の在り方を確認し、効果的に組み合わせる。

学校教育の効果を常に検証して改善する

- ・毎月、毎学期等節目ごとに、子どもの具体的な姿やアンケート・各種指標から年度当初設定した各校の教育計画（カリキュラム）の進捗度・達成度を確認し、より効果的な教育活動を目指し、各取組の検証・改善を図る。
- ・その際には、学校評価を活用し、学校関係者と課題の共有を図り、改善へ向けて取り組む。

- ③ 地域コミュニティの担い手不足などの地域課題が深刻化し、これまで地域の協力で成り立ってきた様々な活動が困難になってきている状況を踏まえ、今後の学校経営には、学校を核とした地域づくり（スクール・コミュニティ）という視点がより求められている。そのためにも、学校施設の管理運営の仕組みを整理したうえで、主に放課後・夜間・休日の利活用を進め、学校で子どもから大人までの多様な人々が交じり合う機会を創出・充実したり、学校運営協議会で地域の暮らしや持続可能なまちづくりなどの子どもや学校にも関わる地域課題に関する熟議をするなど、学校が地域の活性化に寄与することで、学校の教育力向上にも繋げるといふ、子どもの健全育成と地域の活性化の好循環の創出を図る。
- ④ 社会全体で子育てを支えるために、全ての幼稚園が、地域の未就園児に対する子育て相談や園庭開放の実施等、地域の子育て支援センターとしての役割を果たすとともに、預かり保育の役割と重要性を認識し、その更なる充実を図る。また、幼稚園や小・中・小中学校においては、「子どもを共に育む『親支援』プログラム」や「情報モラル講座」等を活用して家庭教育講座を開催し、保護者に対する支援に努める¹⁵。
- ⑤ 子どもに必要な居場所等を提供している放課後まなび教室、児童館・学童保育所の取組、「あつまれ！京（みやこ）わくわくのトビラ」、青少年活動センター等での学習会、地域行事などについて、地域や関係機関と連携を図りながら、保護者へ適切な情報提供を行う¹⁶。

¹³ 京都はぐくみ憲章「行動指針」

¹⁴ 京都市学校評価ガイドライン [第3版]、カリキュラム・マネジメント

¹⁵ 子どもを共に育む「親支援」プログラム、児童館・学童保育所について

¹⁶ 放課後まなび教室のねらいと充実に向けて、あつまれ！京（みやこ）わくわくのトビラ、青少年活動センターについて

『つながり』～校種間連携・接続により子どもを支える～

- ① 全ての人が互いに尊重し合い、支え合うことのできる共生社会の形成を目指し、全ての校種が一層の連携・接続を図りながら、多様な子どもが共に学び、育つ教育活動を系統的・一体的に推進する。
- ② 小・小中学校と幼稚園においては、「幼保小の架け橋プログラム」を推進する。架け橋期における主体的・対話的で深い学びの実現に向け、スタートカリキュラムの実践・充実をはじめ、互いの授業・保育の公開や合同研修会、子ども同士の交流など、民間も含めた地域の就学前施設との連携・交流を通じて、小学校教育はもとより、幼児期の自発的な遊びなどを重視した「環境を通して行う教育」により育まれる「学びに向かう力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」※について相互理解を深めるなど、幼保小の教育・保育の円滑な接続を図る¹⁷。

※「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

1. 健康な心と体 2. 自立心 3. 協同性 4. 道徳性・規範意識の芽生え 5. 社会生活との関わり 6. 思考力の芽生え
7. 自然との関わり・生命尊重 8. 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 9. 言葉による伝え合い 10. 豊かな感性と表現

- ③ 小・中・小中学校においては、小中一貫教育の推進に向け、中学校区を基盤に9年間を見通した共通の教育目標の設定や系統的な教育課程の編成・実施など、「京都市小中一貫教育ガイドライン」に基づく取組を徹底する¹⁸。
- ④ 高等学校においては、京都市立高等学校スクール・ミッション及び各校が策定したスクール・ポリシーに基づき、先人が築きつないできた学校文化を世代を超えて継承・発展させるとともに、京都の魅力を存分に活かした教育活動を中学校・大学・企業・地域等へ積極的に発信し、双方にとって価値のある連携を進める¹⁹。
- ⑤ 発達障害を含む障害のある子どもについて、「就学支援シート」「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」「個別の包括支援プラン」等を活用し、就学前、普通学級、通級指導教室、育成学級、総合支援学校など、それぞれの学びの連続性にも留意し、引継ぎと連携を行い、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援を実施する。また、教育と福祉の連携により、切れ目のない指導や支援を行い、卒業後の進路も見据えて、自立と社会参加につながる取組を組織的に推進する²⁰。
- ⑥ 子どもが学校での学びと社会や自己の将来とのつながりを見通すことができるよう、学校教育全体で「生き方探究（キャリア）教育」の充実を図る。また、「生き方探究パスポート」等を活用しながら、校種間での確実な連携・接続を行い、系統的な教育を実践する²¹。

¹⁷京都市 幼保小の架け橋プログラム手引き及び概要版、スタートカリキュラムの手引き

¹⁸京都市小中一貫教育ガイドライン（試案）

¹⁹京都市立高等学校スクール・ミッション

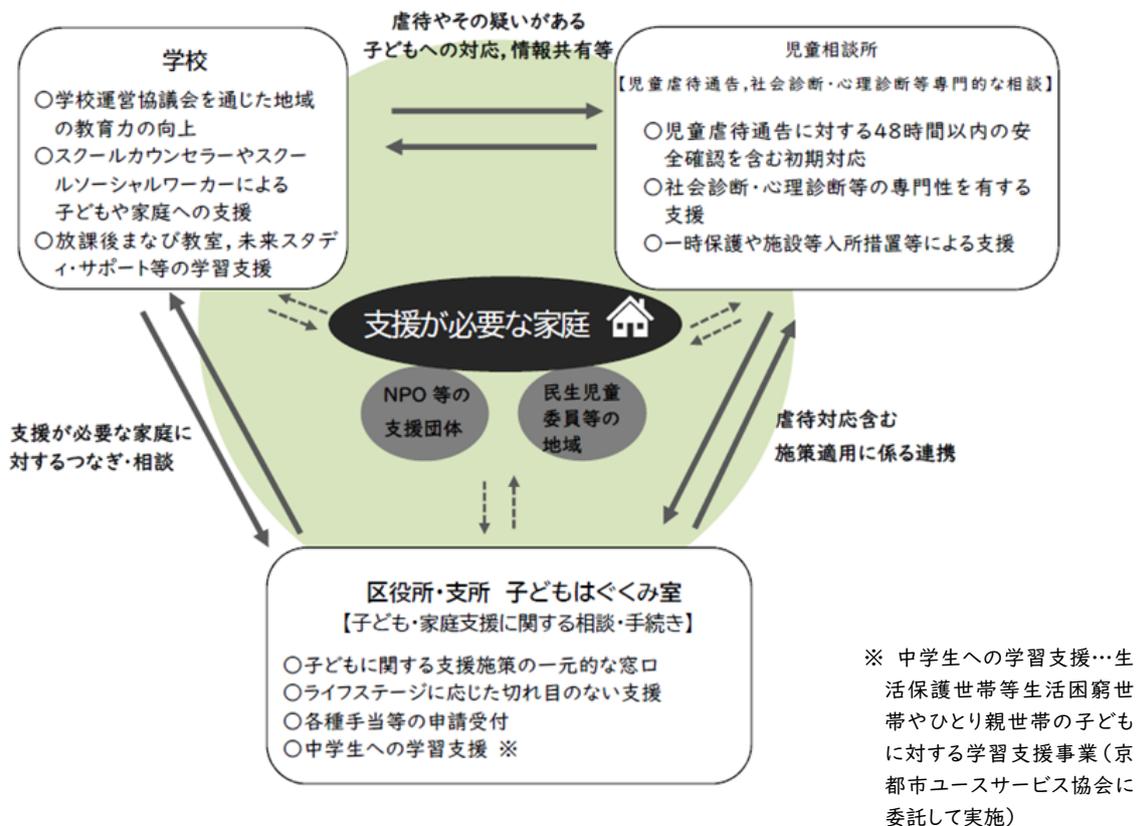
²⁰発達の特性等によって困りのある中高生のための指導・支援ガイド（第2版）

²¹生き方探究パスポート活用・指導の手引、生き方探究教育（キャリア教育）に関する資料、「生き方探究・チャレンジ体験」の手引、「生き方探究教育」教材・プログラム、「京都モノづくりの殿堂・工房学習」指導資料集、京都ものづくりの殿堂デジタル版、「わくわくWORK LAND」指導資料集、「ジョイJOB LAND」指導資料集、京都モノづくりものがたり ビジュアル版、漫画 京都モノづくり列伝、自己肯定感を高めるキャリア教育、活動のプロセスに注目し、成長を実感する生徒の育成を目指すキャリア教育

■子ども・家庭への支援体制

～京都市子ども若者はぐくみ局から、学校園の先生に知っておいていただきたいこと～

「京都市はぐくみプラン<2025-2029>」を踏まえ、子どもはぐくみ室をはじめ関係機関との連携の下、切れ目のない子ども・家庭への支援を図っています。例えば、児童虐待対応においては、迅速な子どもの安全確保や保護者への告知・指導に加え、子どもとその家庭に関する全体像をつかみ、問題となっている状態に至った背景を見立て、子ども及び保護者に対し多角的かつ継続的に支援することも大切な要素となります。学校園においても、子どもや保護者の様子で気になることがあれば、子どもはぐくみ室や児童相談所へ相談（通告）したり、子どもや保護者対応を行う中でスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、こども相談センターパトナ等へのつなぎを検討したりするなど、多様な支援が考えられます。



【学校と連携した子どもやその家庭への対応（支援）について】

- ・ 具体的には、非行や不登校等の相談について、子どもや保護者が求める場合には、児童相談所における社会診断や心理診断、子どもはぐくみ室におけるプレイセラピー等の支援を実施しており、状況に応じて、学校等の関係機関と連携しながら対応しています。
- ・ これらは支援の一部であり、事案により対応する機関や内容は異なりますが、子ども・家庭への支援が必要な場合には、各区役所・支所子どもはぐくみ室、または児童相談所へ一度ご相談ください（参考資料「子ども・子育てに関する情報・相談窓口*22」等もご活用ください。）。

なお、「はぐくもKYOTO*23」には、ひとり親家庭への支援や家庭での養育が困難な子どもへの援助など、子育て支援等に関する情報が掲載されていますのでご参考ください。

²² 子ども・子育てに関する情報・相談窓口

²³ はぐくも KYOTO

第3章 令和8年度 重視する視点

子どもの「主体性」と「社会性」の育成を目指し、 「自ら学ぶ力」と「自ら律し、協働する力」を高める

基本的な考え方

- 激しい変化が止まることがなく、予測困難とされる時代の中、子どもたちには変化に柔軟に対応し、直面する様々な課題を解決し、新たな可能性を切り拓いていく力が必要である。そのためには、子どもたち自らの意志や判断で見通しをもって粘り強く行動する「主体性」と、多様な他者と協調しながら、集団の一員として自己の能力を発揮して行動する「社会性」を育むことが重要である。また、子どもたち一人一人が多様な幸せや生きがいを感じ、社会全体としての幸せや豊かさも実現する創り手として成長できるよう、幼稚園から高等学校までの接続・連携の一層の充実を通して、「自ら学ぶ力」と「自ら律し、協働する力」の向上を図る。さらに、こうした子どもの学びを支え、伴走する教職員自身も公教育に携わることへの誇りと責任感を持ち、生き生きと日々の教育活動に取り組めるよう、同僚性を基盤に、一人一人の教職員を徹底的に大切にする学校組織づくりを通して、子どもも教職員も幸せや生きがい、豊かさを実感できるウェルビーイングな学校風土の醸成を図る。
- 「自ら学ぶ力」は、子どもの興味・関心、夢や希望等を原動力として育まれるものであり、学校園は、その原動力の下、子どもたちが夢中になって学ぶことで「世界」を広げられる場である。そのため、教育活動全体において、様々な体験的活動や日常生活における多様な気づき、好奇心を大切にし、外部の教育資源も積極的に活用しながら、子どもが「なぜ?」「もっと知りたい!」と感じられる機会を設定する。同時に、自らの学びを調整しながら粘り強く学ぶ態度の育成や、学びの当事者として自身の学びを振り返り、さらなる学びにつなげ、学びの深まりや広がりを感じられるような取組を通じて、学びを人生や社会に生かそうとする力を高め、一人一人の可能性を引き出し伸長させる指導・支援に取り組む。
- 「自ら律し、協働する力」は、物事の善悪を判断し、様々な事柄に直面しても乗り越える力強さや、多様な他者との関わりや対話から、他者の困りなどに気づき、手を差し伸べられる思いやりの心等である。その向上には、家庭との連携も図りつつ他者と協働的に学ぶ体験活動や集団宿泊活動、児童会・生徒会活動等のあらゆる場面で、課題解決的な指導だけでなく、子どもたちの成長を促す指導を進めることが大切であり、子どもたちが、多様な価値観に触れながら自己指導能力を身に付け、社会の中で他者と絆を深めながら自分らしく生きることができるよう存在へと、自発的・主体的に成長、発達する過程を支えていく。
- これらの力を育むため、学校園全体の教育活動を通して、子どもたち一人一人が考え、悩みながらも、互いのよさを見出すことで、自分や他者が共感できる目標を共に探り、その目標に向かって行動する学びを展開する。その際には、声掛けや対話を通じて子どもたちを一人の人間として大切にしていることを伝えるとともに、子どもたち同士が教え合い学び合う協働的な学びにおける相互の信頼関係の醸成や、やればできるという実感の獲得、また、異年齢交流や体験活動による成功、あるいは失敗を受け入れ次なる挑戦の糧とする経験を経て、自己肯定感を育むことも大切な視点である。
- このような、「自ら学ぶ力」「自ら律し、協働する力」が一体となって高まり合うことで、自分らしく生きるための力が育まれるとの認識に立ち、次頁以降に示す校種別の重点項目を踏まえ、校長のリーダーシップの下、全ての教職員が主体性・社会性・専門性を発揮しながら、日々の教育活動の質の向上を図り、保護者や地域との連携・協働を深め、子どもを中心とした連携の輪を広げる中で、子どもの姿や地域の状況に応じた創意あふれる取組に粘り強く挑戦し、展開することを強く期待する。

幼稚園期における「自ら学ぶ力」

身近な環境に主体的に関わり、いろいろな活動や遊びを自らの興味・関心や仲間との協同性の中で楽しみ、満足感や達成感を味わいながら、自信をもって諦めずにやり遂げることのできる力

幼稚園期における「自ら律し、協働する力」

自己表出や葛藤を十分に経験する中で自分の気持ちに折り合いをつけてよりよく活動しようとしたり、遊びをはじめとした活動の中で友達と互いを尊重し合いながら協力しようとしたりする力

1. 子どもが主体的に遊ぶ姿を重視する²⁴

- ① 自発的に身近な環境に関わり、夢中になって遊ぶことで様々な学びを得ることが幼児期の発達の特徴であることや直接体験の重要性を踏まえ、一人一人の興味関心への理解と具体的な行動の予想に基づき、ICT機器等も活用しながら、子どもの主体的な活動が充実するよう計画的な教育環境を構成する。
- ② 3歳児から5歳児の発達の過程を捉え、5領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）で示されたねらいや内容を踏まえた実践により、幼児期の主体的・対話的で深い学びを実現する。その中で、3つの資質・能力（知識及び技能の基礎・思考力、判断力、表現力等の基礎・学びに向かう力、人間性等）を一体的に育む保育を推進するとともに、教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントを組織的かつ計画的に実施する。
- ③ 幼児期は心と体の発達が密接に結びついている時期であることを踏まえ、子どもが十分に体を動かして主体的に遊ぶ楽しさが感じられる保育を展開する。

2. 小学校期の学びにつなぐ資質・能力を一体的に育む

- ① 幼保小の架け橋プログラムを推進し、小学校教育を見通して「主体的・対話的で深い学び」等に向けた資質・能力を一体的に育むとともに、小学校区内の幼保小と共に「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」（P7参照）を手がかりに、架け橋期の子どもの学びと育ちへの相互理解を深める関係を積極的に構築し、連携・接続の充実を図る。また、公開保育の実施等、地域に幼児教育を発信する取組を進める²⁵。
- ② 言語に関する能力の発達が思考力の発達と相互に関連していることを踏まえ、言葉に対する感覚や言葉で表現する力が育つよう、家庭との連携の下「親子で絵本！」の活用を促進する等、子どもが遊びや生活の様々な場面で言葉に触れる環境を充実する²⁶。

3. 自己発揮と自己抑制の調和のとれた自律性(折り合う心)や、協働する力を育む保育を推進する

- ① 基本的な生活習慣を形成することが、子どもに自信と自立心を育み、自己発揮できる素地を培うことを意識し、家庭と連携しながら一人一人に応じた援助を行う。
- ② 幼児期は、信頼する教職員に受け入れられ、見守られているという安心感の下、自らの世界を広げ自己発揮していく時期にあることを踏まえ、自身が大切にされていることが実感できる保育を推進する。
- ③ 子どもが他者と関わり、互いに理解し合ったり一緒に活動する楽しさを味わったりする体験や、自己主張のぶつかり合いによる葛藤などを通して、共感や信頼、思いやりとともに、きまりを守ろうとする気持ちを育む保育を展開する。
- ④ 友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有、尊重し、共通のめあてに向かい、考えたり工夫したり協力したりして、充実感をもってしたいことをやり遂げようとする保育を展開する。
- ⑤ 地域の人をはじめ様々な人と交流し、親しみを感じ、社会の一員として必要な公共心の芽生えを育む保育を推進する。

²⁴ 未来につながる力を育む京都市立幼稚園、幼稚園版家庭教育の手引き「家庭と園で育もう」

²⁵ 京都市 幼保小の架け橋プログラム手引き及び概要版

²⁶ 読書ノート「親子で絵本！」

小・中学校期における「自ら学ぶ力」

学ぶことに興味や関心を持ち、進路や将来の生き方と関連付けながら目標実現への見通しをもって粘り強く取り組むとともに、自己の学習活動を振り返り、学びをよりよい方向に調整し、他者とも協働できる力

小・中学校期における「自ら律し、協働する力」

地域・社会との関わりの中で、他者への思いやりや寛容、人と人との絆の大切さを実感し他者と協調しつつ、自らの生活や人生、地域・社会をよりよくするため、時と場に応じた正しい判断と行動ができる力

1. 主体的・対話的で深い学びを重視した授業を通して、学びの質を高める²⁷

<カリキュラム・マネジメントを確立し、教育の質の向上を図る>

- ① 各学校で目指す資質・能力を育成するため、「主体的・対話的で深い学び」の視点から、単元・題材を通して、読み取る・表現する・振り返る・深める授業を展開する。さらに教科等横断的な視点も踏まえ、教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせ、知識をつなげ深く理解し、概念的な考えなどを形成できる「深い学び」に至るよう授業の質を高める。また、主体的な学びを支援する伴走者としての役割を果たすため、各学校や地域の実態に即した校内研修の実施や授業研究に参加する教師同士の学び合いを充実させるなど、組織的・継続的な授業改善に取り組む。
- ② 教科等横断的で探究的な学びの中核に「総合的な学習の時間」を据え、地域等との連携も大切にしながら、「探究のプロセス」を通じて一人一人が自ら問いをもち、より良く課題を解決し、自己の生き方考えることができる資質・能力の育成を目指した質の高い探究的な学びの実現に努める。
- ③ 個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させるため、GIGAスクール構想の下、デジタル学習基盤を効果的に活用した実践を進める。学習の基盤となる資質・能力の一つである情報活用能力の育成については、生成AIの加速度的な進展などを踏まえ、情報モラルも含めた「情報技術の活用・適切な取扱・特性の理解」に関する取組を進める。

2. 日々の授業と家庭学習との連動を通して、自学自習の習慣化を図る²⁸

<京都市小中一貫学習支援プログラムを効果的に活用する>

- ① 子どもの状況を踏まえ、日々の授業の中で学びへの興味関心を高め、主体的に家庭での学習にも取り組めるよう段階的、計画的な工夫を行う。一方、家庭学習が過度の負担にならないよう配慮する。
- ② 小学校期においては、家庭学習の大切さや内容・方法について分かりやすく指導するとともに、提出物の内容や時期などについて家庭との連携・協力を図りながら工夫する。また、ICT機器や自主学习ノート等を活用して、自らが課題を見つけ、予習・復習に取り組むなどの学習計画を立て実行できるようにする。
- ③ 中学校期においては、自主的な家庭学習の定着、充実を図るため、学年・教科との連携の下、ICT機器も活用しつつ、授業と連動させながら学習課題の内容と提示方法を工夫・改善する。さらに、自らに適した課題を的確に選択して取り組む能力や態度を育成するため、プランニングノートを活用する等、学習・生活について自律的に管理し計画できる習慣が身につくよう支援する。

3. 自他を大切に、「公共の精神」に基づく態度を育む

- ① 子どもの発達の段階に応じて、生命を大切にする心や他者を思いやる心、感動する心など、豊かな人間性や自尊感情の醸成を図る。子どもの主体的・自発的な活動を尊重し、人権尊重の精神と態度の育成や、互いを認め、高め合う集団づくりを行う。
- ② 人のために役立つことや、多様な人々と共生することの大切さを実感し絆を深めることを通して、社会の一員として必要な公共心や公德心を育てる。また、持続可能な社会の実現に向けた様々な課題の解決を目指すなど、主体的に社会参画する意識と行動力を育む。
- ③ 社会におけるルールや法の重要性だけでなく、人として許されない行為についての指導を徹底するとともに、正しい知識を身に付け、状況に応じた判断や自律的な行動ができる能力を育成する。

²⁷ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けて【試案】、算数科・数学科における 課題を選択し自立的に学び合う授業の提案、学ぶ意味を実感できる社会科を目指して、学びに向かう力を育む外国語教育の一方策、

総合的な学習の時間のすすめ、一人一人の探究的な学習の充実 - 総合的な学習の時間における、「チャレンジロード学習」 -

²⁸ 自学自習のすすめ、家庭学習と授業の相互で目指す 学習を自己調整する力の育成

高等学校期における「自ら学ぶ力」

学ぶことを自らの興味・関心やキャリアの展望と関連付けながらたのしみ、学びの振り返りと見通しの機会を通して学習の意義や成果を実感し、自己を変革し続ける力

高等学校期における「自ら律し、協働する力」

他者との関わりを通じて多様性に触れ、自己と他者への理解を深め、よりよい自己と共生社会を築いていくために自ら考え、選択・判断・行動し、協働して物事を成し遂げる力

1. スクール・ミッション、スクール・ポリシーの点検と改善を進め、各校の特色・魅力を生かした教育活動を充実させる

- ① スクール・ミッション、スクール・ポリシーに基づくこれまでの取組の成果と課題を振り返り、自立した青年の育成に向けて保護者や関係機関と連携しながら不断の改善を図ることで、教育活動の充実に努める。
- ② すべての生徒が自己決定や他者との対話・協働の機会を生かし、目標と目的をもって活動したり次への見通しを立てたりできるよう、学年や学期、取組後などの節目ごとに生徒の変容や潜在的な力を把握し、個に応じた指導や働きかけを進める。

2. 学習指導要領の確かな実装に向けて、教育活動全体を通して自立した学習者を育む

- ① 実社会と関連した課題を教科横断的に取り扱うことや、生徒の学習改善と教師の授業改善に生かす評価を充実させることを意識して、学年や教科の指導目標を具体的に設定し、「主体的・対話的で深い学び」の一層の具現化・深化を図る。
- ② 生徒が一人一台端末などのデジタル学習基盤を生かして、学習課題の克服に自律的に取り組めるよう、小・中学校で培われてきた情報活用能力をふまえつつ、教師が生徒とともに学習方法を設定したり、授業等でICTを駆使したりするなどして、情報を適切かつ有効に活用できる力を育成する。
- ③ 総合的な探究の時間では、生徒への問いを工夫したり生徒どうしの対話の深まりを促したりして、生徒自らが初発の思考や行動を起こし、課題に対して各教科で培った見方・考え方を横断的に働かせ、自己の将来と関連付けながら解決するための資質・能力を育む。
- ④ 生徒自らがきまりをつくるなどの合意形成の機会に関わり、一人一人が役割を担い行使する場面の積極的な設定をはじめ、道徳教育を計画的に推進することで、教育活動全体を通じて生徒がよりよい社会や文化を築いていくために必要な資質・能力を育む。

3. 一人一人のキャリア発達を支援する視点から、個に応じた支援・指導に取り組む

- ① キャリア教育の視点を生かしてあらゆる教育活動を設計・実践し、生徒が小・中学校から続く生き方探究パスポートなどを活用しながら自己の在り方生き方を考え、自分の人生を舵取りしていけるよう、対話や関わりを重ね、成長を支援する。
- ② 生徒自らが困りや迷いなどを主体的に解消していけるよう、一人一人の様子や変化を丁寧に見取り、保護者や専門職、関係機関と緊密に連携し、組織的な体制のもとで生徒の成長につながる支援を行い、多様性の包摂を推進する。

総合支援学校における「自ら学ぶ力」

それぞれの発達と障害の状態に応じて、自らが取り組んでいることの目的や意味を理解し、自らの意思で行動を起こしたり、その意思を伝えたりする意欲・主体性の基盤となる力

総合支援学校における「自ら律し、協働する力」

自分の良さを生かすとともに他者を尊重し、多様な人々と関わり合いながら、自分に合った自立と社会参加を実現する力

1. 子どもを「できる存在」として捉え、できる姿を通して「生きる力」を育む

- ① 子どもの障害の状態や特性及び発達の段階等と一人一人のニーズを把握し作成した個別の包括支援プランの活用を核にして、基礎的・基本的な知識・技能の習得と、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、「生きる力」につながる資質・能力を育てる取組を進める。
- ② 子どもの興味・関心を生かして学習を進める中で、子どもが自ら見通しを持って、学習課題に気づいたり、学習活動を選択したりする機会を設けるなど、自ら活動の意味付けをすることや達成感を味わうことができる教育活動を展開することで、子どもの主体的な学びを実現する。
- ③ カリキュラム編成にあたっては、各学部や、幼稚園等の就学前施設、小・中・小中学校、高等学校とのつながりに留意して指導内容を検討し、学びの連続性を重視したカリキュラム・マネジメントを進める。
- ④ ICT機器等も有効活用しながら、子どもが自発的に他者へ働きかけようとする意欲や、一人一人の障害の状態、特性に応じて自分の意思を他者に伝えることができる力を育てる。

2. 地域社会と協働して、社会に生きる子どもを育む

- ① 保護者・就学前施設、医療・福祉等の関係機関との連携の下、子どもの生活年齢と学校卒業後の将来の姿を踏まえた長期的な視点で教育的支援を行い、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現できるよう子どもの可能性を最大限に伸ばす。また、子どもや保護者の思いに寄り添い、進路をはじめ、子どもの社会参加に向けた相談・支援を進める。
- ② 交流及び共同学習や地域での様々な人々との関わりを通して、社会性やコミュニケーション能力の育成を図るとともに、お互いの良さや違いを認め共に尊重し合いながら協働して生活していこうとする態度の育成を図る。
- ③ 子どもが生涯を通じて社会や地域と関わりながら豊かな生活を営むことを目指し、主体的にスポーツや文化芸術活動に親しむなど、生涯学習への意欲を高める教育活動に取り組む。
- ④ 地域での貢献活動や協働活動、事業所や企業、図書館や保育所などにおける実習等、自立と社会参加につながる取組を推進することにより、子どもが主体的に様々な活動に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性等を実感し、社会に参画する意欲を高められるようにする。

3. 自立と社会参加の実現に向けた発信力や社会性を育む

- ① 子どもの発達の段階や生活年齢、健康の状態に応じて、日常生活習慣や遊び、公共の場での活動、事業所や企業における実習等の具体的な場面を通して、自立と社会参加に向けて必要な自身を取り巻く環境に適切に対応する力や、社会性を身に付けられるようにする。
- ② 学校内や地域等での活動を通して、子どもの自己肯定感や自己有用感等の自尊感情を高めるとともに、自分の思いや考えを発信し、周りの人との信頼関係を築いたり、深めたりする力を育む。
- ③ 子どもの発達の段階や生活年齢に応じて、社会的に許されない行為を理解し、自他を大切にする行動ができるよう、学校生活全体を通して道徳性の涵養に努める。また、家庭や医療・福祉等の関係機関との連携を図りながら、生活の中で生じる諸問題を解決するための判断、方法、意思を身に付けられるようにする。

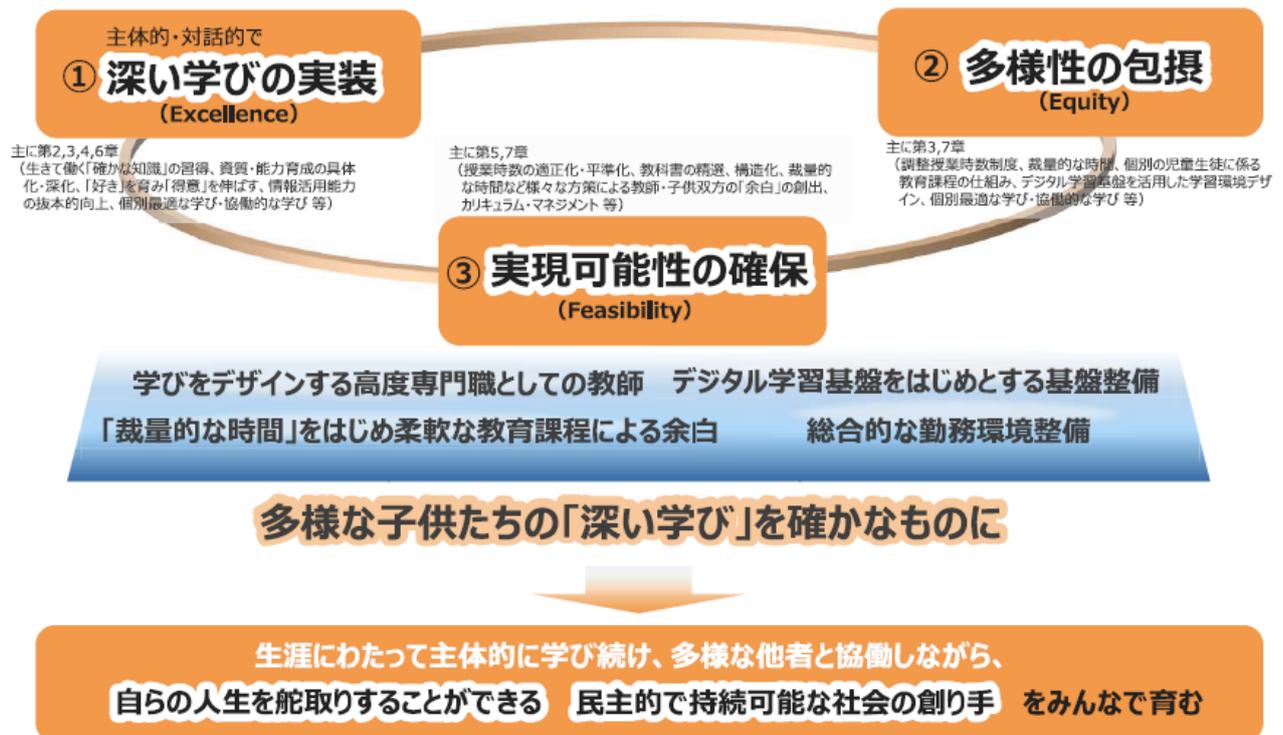
第4章 「生きる力」を育む15の取組

～自ら学び、考え、可能性を發揮し、よりよい社会の創り手となる力の育成に向けて～

- 本市では、「一人一人の子どもを徹底的に大切に」教育理念の下、知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」を育むために重要となる3つの資質・能力 ①実際の社会や生活で生きて働く「知識及び技能」、②未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力」等、③学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性」等の育成に向け、社会に出てからも学校で学んだことを生かせるよう、保護者や地域等の参画を得ながら学校教育を積み重ねてきた。
- これまでの章では、「生きる力を育むことが教育の重要な使命である」との考えを念頭に、本市が目指す子ども像の実現に向け、学校園や全教職員がどのように教育を進めていくのか、どこに重点を置くべきかについて説明してきた。
第4章では、本市として子どもたちに「生きる力」を育む具体的な取組やその際の視点を、項目立てて整理している。校園長は、本章を参考に教育委員会との密な連携の下、PTA や学校運営協議会をはじめとする関係機関の理解や協力も得ながら、自らも含むすべての教職員の心身の健康管理を大切に、教員一人一人が主体的に学び、教科や担当の枠を超え、協働し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、多様な子どもたちの「主体的・対話的で深い学び」を確かなものとするため、創意工夫あふれる教育活動を学校園全体で進めることが重要である。
- 教育委員会としても、未来を見据え、「次期学習指導要領に向けた検討の基盤となる考え方(下図参照)」も視野に入れながら、個々の教育施策を充実していく。

次期学習指導要領に向けた検討の基盤となる考え方

～あらゆる方策を活用し、三位一体で具現化～



中央教育審議会 教育課程企画特別部会「論点整理(令和7年9月25日)」から抜粋

1. 「生きる力」を育む学びの推進

- ① 学習活動の基本となる姿勢(学びの約束やルール)を一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりに取り組む。
- ② 学校での学びと社会とのつながりや、分かる喜びと学び合う楽しさを実感できる授業を目指し、常に効果的な指導方法や指導体制の工夫改善を図る。その際には、家庭環境にかかわらず、全ての子どもの可能性を最大限に伸ばすことを大切にする。
- ③ 観点別学習状況評価にもとづく各教科の学習評価や、特別の教科道徳(道徳科)、外国語活動等、総合的な学習(探究)の時間、特別活動について、それぞれの目標や特質に応じた評価の適切な実施、また「指導と評価の一体化」の充実に努める。
- ④ 幼稚園においては、発達や学びの連続性に重点を置き、子どもの主体的な遊びを通して、興味・関心・意欲を引き出し、好奇心・探究心・思考力・コミュニケーション力・表現力・自己調整力等、小学校期以降の学びにつなげる「学びに向かう力」を育む²⁹。
- ⑤ 小・中・小中学校においては、小中一貫教育の推進の下、本市独自の教育課程指導計画(京都市スタンダード)も踏まえながら、創意工夫あふれる取組を推進するとともに、各校の学力向上プランの進捗を検証する。また、全国学力・学習状況調査や小中一貫学習支援プログラム(ジョイントプログラム、学習確認プログラム)の結果分析を踏まえた授業改善を図りつつ、9年間を見通した指導を充実する³⁰。各校の教育課程は、児童生徒の学習状況等や教職員の勤務の状況を踏まえ、授業時数を点検したうえで、計画的に編成する。また、幼保と小の学びの連続性を確保する観点からも、本市における幼保小の架け橋プログラムの方針を踏まえ、スタートカリキュラムの充実をはじめ、架け橋期の教育の質の向上を図る³¹。
- ⑥ 高等学校においては、生徒の個性を尊重し、その興味・関心及び適性や希望を踏まえながらキャリア発達を促すとともに、進路実現に向けた取組を進める。また、スクール・ポリシーの実現に向け、「何を教えるか」ではなく「どのような力を付けるか」という視点から、指導内容とともに学習方法や学習評価の在り方を研究、実践する。
- ⑦ 総合支援学校においては、「個別の包括支援プラン」を活用し、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を進める。とりわけ、自立と社会参加に向けて地域の企業、大学、福祉施設等と連携した職場体験活動などと関連付けた系統的なキャリア教育の充実を図る。

2. 基礎的・基本的な知識及び技能の習得³²と言語活動の充実³³

- ① 基礎的・基本的な知識及び技能を全ての子どもに確実に習得させる。その際には、既習の学習内容との関連付けを重視するとともに、実感を伴った理解となるよう、各教科等において、調べ学習、観察・実験、レポートの作成等の活動を適宜取り入れる。
- ② 児童生徒の学習意欲の向上、学習内容の定着を図るため、学習課題(めあて・目標)に応じた「まとめ」と「振り返り」を行う活動を計画的に取り入れる。
- ③ 言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等、学習の基盤となり、これからの時代を生きるうえで求められる資質・能力を確実に育成するため、ICT機器等も効果的に用いながら、発達段階に応じた系統性の確保や教科等の横断による学びの広がりや深まりを意識した学習活動を一層充実させる³⁴。
とりわけ、生成AIについては、偽誤情報や情報の偏り、学習活動における過度な依存や出力された解の鵜呑みなどによって必要な学習過程が欠け、資質・能力の育成を妨げる等のリスクを十分理解し、子どもたちの深い学びを促進し育てたい資質・能力の育成につながるか、教育活動推進のために効果的であるか等を吟味できるよう、教職員自らも生成AIや情報モラルに係るリテラシーの涵養に努める。
- ④ 国語科においては、言葉の果たす役割を的確に理解し、論理的に思考し表現する能力、互いの立場や考えを尊重して伝え合う能力を培うとともに、我が国の言語文化に触れて感性や情緒を育む指導を行う。また、各教科等においては、それぞれの目標を実現するため、国語科で培った資質・能力と融合させて、言語活動を充実させる。
- ⑤ 文章の内容を正確に捉えて読むための基礎的読解力のほか、複数の情報の違いを見つけて対処するとともに、情報の質や信ぴょう性を評価できる能力の育成に向け、各教科等相互の関連や学年の系統性を重視し、教育課程や指導計画の改善を行う。
- ⑥ 「京都市子どもの読書活動推進のための取組指針」等を踏まえ、家庭・図書館等と連携しながら、読書ノートを活用した「めざせ100冊!読書マラソン」運動など、発達段階に応じた切れ目ない読書活動の促進に向けて支援することで、子どもが経験したことのない感動を味わい、学習の基盤となる言語能力を培い、新たな知見、価値と出会う機会を創出する。
- ⑦ 学校図書館を、「学習・情報センター」、「読書センター」として各教科等の指導計画の中に的確に位置付ける。また、学習情報源として新聞を計画的に活用することで、広く社会への関心を高める。

²⁹ 未来につながる力を育む京都市立幼稚園、³⁰ 子どもたちの学力向上をめざして、学びのコンパス、総合的な学習の時間のすすめ

³¹ 京都市 幼保小の架け橋プログラム手引き及び概要版、スタートカリキュラムの手引

³² 京都市理科観察実験支援事業報告書、いきいき理科大好き推進校実践事例報告書

³³ 読書ノート・学校図書館活用ノート、京都市子どもの読書活動推進のための取組指針、ブックリスト「本のもり」

読み解く力の育成 - 社会科・理科を通じた読み解く力の育成に視点をおいた授業提案 -

³⁴ 情報活用能力アドバイスシート

3. 探究活動・京都ならではの教育の充実

- ① 教育課程全般にわたり、自ら課題や疑問点を設定し、調べ、解決しようとする過程を大切に探究活動を推進する。その際、探究活動が次なる課題や疑問を生み出す契機となるなど、探究の過程が繰り返されるように留意する。
- ② 京都ならではの伝統文化教育・環境教育・食育、生き方探究教育、政治的教養を育む教育³⁵等では、多様な文化の創造・発信、環境共生と脱炭素社会の構築など、京都の都市特性や強みを踏まえ、学校運営協議会とも連携しながら、まち全体をキャンパスと捉え、地域の人的・物的資源、文化的・歴史的資源、自然環境等を積極的に活用し、目標やねらいを定め、体験活動や作業的活動、子ども同士が互いの意見を深め合う活動など、多様な学習形態を充実していく。
- ③ 科学・技術がよりよい未来を創るうえで必要不可欠であるという認識の下、日常の暮らしとの密接な関わりを実感する体験活動等を通じて、科学・技術への興味関心を喚起するとともに、各教科の見方や考え方を関連付け、物事に取り組む意義や楽しさを感じられるよう STEAM 教育の視点を取り入れた活動を推進する。

4. グローバル化時代に対応する実践的英語力の育成

- ① 世界中の多様な価値観を持つ人々と交流し、自分の考えや日本・京都の魅力を発信できる英語力を育てるため、小・中・小中・高等学校を通じて英語教育を充実させる。ALT とのチーム・ティーチングによる授業に加え、授業外でも英語副教材やアプリを活用した自学自習を促進し、ALT と児童生徒が関わる機会を設けることで、英語でのコミュニケーションが自然に求められる環境を整える。さらに、国際交流活動等、子どもたちが「学んだ英語を使って世界とつながる」ことを体験できる機会を創出し、異文化理解や協働する力を育む。
- ② 小学校期においては、英語を用いてコミュニケーションを図る素地・基礎となる資質・能力の育成を目指す。低学年では本市独自に英語活動を実施し、外国語学習への動機づけを高める。低・中学年で、聞くこと、話すこと、高学年ではこれに加え、読むこと、書くことの充実を図り、中学校期との円滑な接続を目指す。
- ③ 中学校期の外国語科では、授業は英語で行うことを基本とする。学習した語彙や表現等を実際に活用する言語活動を充実させることで、簡単な情報や考え等を理解したり表現したり伝え合ったりする資質・能力を育成し、4技能をバランスよく指導・評価する。また、各校種の学習到達目標を意識した指導により、小学校期での学びを最大限生かしつつ、中高の接続を意識した指導を心掛け、外国語科の実技的側面に焦点を当てて指導する。

- ④ 高等学校期の外国語科では、英語によって自らの考えや意見を発信・提案するなど、積極的に活用する能力を養うとともに、言語活動の充実・高度化に向けた実践を積み重ねる。また、全学校において「CAN-DO リスト」の形で設定した学習到達目標を生徒や保護者に公表するとともに、到達状況を効果的に把握し、授業計画等を適宜修正できる体制を確立し、4技能をバランスよく指導・評価する。

5. 発達障害を含む障害のある子ども一人一人の実態に応じた適切な指導と支援の充実³⁶

- ① 普通学級、通級指導教室、育成学級、総合支援学校においては、一人一人の子どもの障害の状態、特性、発達の段階、課題等について、「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」等を活用し、十分に子ども理解を深め、子どもの姿から目標を設定し、教科等の目標や内容を踏まえた授業づくりや状況づくり、支援を行う。その際、カリキュラム・マネジメントの視点を持ち、年間を見通して組織的かつ計画的に行うよう留意する。
- ② 読み書きに支援が必要な子ども、ことばときこえに支援が必要な子ども、視覚への支援が必要な子ども、学習面や社会面でのつまづきがある子ども等、子どもの実態を早期に把握し、個別に有効な教材の使用や指導方法の工夫、ICT をはじめとする支援機器・グッズの活用などにより、子どもの実態に応じた適切な支援を行う。

6. 道徳教育の充実³⁷

- ① 共によりよく生きるために、お互いの生き方や価値観の違いを認め合うなど、よさを伸ばしつつ、共通して守るべきものはしっかり身に付けていく、「しなやかな道徳教育」の実践を推進する。
- ② 公共心や公德心、生命を尊重する心、感謝する心等の道徳性を育てることをねらいとした活動、自己や人間としての生き方・在り方についての考えを深め、確立する活動等を意図的に実施し、そうした力が子どもの日常の行動に顕在化されるようにする。
- ③ 幼稚園においては、教員との信頼関係を礎として自己調整力や協調性、自尊心などの非認知的能力が育まれる中、他の幼児との関わりの中で他者の存在に気づき、相手を尊重する気持ちを持って行動するなど道徳性や規範意識の芽生えを促す。
- ④ 小・中・小中学校においては、全教職員による校内体制を確立し、6月及び10月を「道徳教育推進月間」と位置付け、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、教育活動全体を通じて道徳教育を推進する。

³⁵ 政治的教養を育む教育を進めるにあたって

³⁶ 発達の特性等によって困りのある中高生のための指導・支援ガイド（第2版）、個別の指導計画に基づく指導と支援、ひらがな聞き取りテスト 普通学級に在籍する発達障害の特性がある生徒が学び方を選ぶことができる授業づくり

³⁷ 京都市道徳指導資料集「ゆめいっぱい」（小学校）、「心の旅」（中学校）、道徳教材・指導案集—京都ゆかりの教材を用いて—、考え、議論する道徳を目指して、特別の教科道徳評価について

- ⑤ 高等学校においては、道徳教育の方針に基づき、道徳教育推進教師を中心に各教科等の道徳教育における役割や関連性を検証しながら、全教育活動を通して道徳教育を推進する。
- ⑥ 道徳科においては、体験活動や各教科等とのカリキュラム・マネジメントを実施し、多様な実践活動を生かして、道徳的価値の理解を深める指導の充実を図る。いじめや情報モラルなどの喫緊の課題のほか、環境や人権等 ESD（持続可能な社会づくりの担い手を育む教育）にかかる様々な課題、国際協調の精神と平和を維持し築いていく志の涵養の重要性等 SDGs の視点にも留意する。

7. 伝統文化・芸術等を通じ、豊かな感性・情操を育む教育の充実

- ① 伝統や文化について学ぶことは、その歴史や現代社会・地域に受け継がれた技術や所作、造形物等を通じて、知恵や感性、技術、価値観や精神性等、有形無形の要素への見識を深め、自分たちが生きる現代との比較や考察を通じて、よりよい未来を創るための子ども自身の行動の土台を培うことにつながる。その認識の下、授業や学校生活の中で、子どもが伝統文化や伝統産業に触れる取組を充実させる。その際には、暮らしに文化が息づく本市の特徴を活かし、茶道や華道等の取組や古典の日にちなんだ活動を進める。また、日本の食文化が、地域の食材や四季の移ろい、節句や年中行事等実生活に根差していることや、自らも伝統と文化を受け継いでいく担い手であることを実感できる取組を充実させる。
- ② 芸術に関する教育においては、楽しさや美しさ、そのよさを味わう活動を充実させ、生涯にわたって芸術に主体的に関わっていく力や態度を育む。また、感性と知識及び技能や生活体験とが相互に作用し合っ、思考力、判断力、表現力を高めることを重視しながら、創造性と豊かな情操を培う。
- ③ 子どもが、乳幼児との触れ合いや、身近な動物・植物に親しみ、育てることなどの直接的・具体的体験を通じて命の温もりや尊さを感じたり、また、身近な自然に対して主体的に働きかけ、自然の偉大さと生命との関わりを感じ、考えたりすることを重視した取組を充実させる。
- ④ 自然体験活動や集団宿泊活動を通じて、自然の中で、これまで触れたことのないものにも触れながら、その存在を認める経験を積むことで、生命や自然を尊重する心や他を思いやる優しさ、環境の保全に寄与する態度の育成を図る³⁸。

8. 多様性を理解・包摂する姿勢の涵養

- ① 全ての子どもが障害についての理解を深め、互いを尊重し合う教育を推進する。「交流及び共同学習」の実施にあたっては、障害の有無にかかわらず、全ての子どもが目標を持ち、共同で学習する場等を意図的に設定するなど、計画的・組織的に推進する。
- ② 「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」や「心のバリアフリー」等の趣旨も踏まえ、手話が言語であるとの理解や、点字、ユニバーサルデザイン等に関する学習を発達段階に応じて進める³⁹。
- ③ 民族や伝統・文化の多様性や違いを知り、相互の独自性を尊重し、共に生きる国際協調の精神を培う活動を実施する。その際、伝統文化や日本のよさも題材に、留学生、外国籍市民、外国人学校、海外の学校との学び合いや交流する機会を積極的に設ける。
- ④ 文化・宗教上の理由等で、服装・食事等生活面や、学校行事への参加等に配慮が必要な子どもには、個別の事情に応じ、本人や家庭の意向を尊重した対応に努めるとともに、教職員や周りの子どもも様々な文化やその背景を理解し、多様性を包摂する風土の醸成に努める。
- ⑤ オリンピック・パラリンピック等も題材に、世界共通の文化であるスポーツに関する学習を通じ世界の平和や共生社会の構築の大切さを学ぶ。
- ⑥ LGBTQの悩みや困りを抱える子どもへの支援にあたっては、教職員自身が正しい知識を持ち、子どもが相談しやすい環境づくりや、個別の事案に応じて、子どもや保護者の心情等に配慮した組織的な対応を行う⁴⁰。

9. 発達支持的生徒指導の推進と規範意識の醸成⁴¹

- ① 深い児童生徒理解に基づき、全ての子どもが、自発的・主体的に自らを成長・発達させる過程を支える、いわゆる「発達支持的生徒指導」を常に念頭において、全ての子どもが学校に行きたい、学びたいと感じられる学校風土の醸成を図る。さらに一人一人の子どもの自己指導能力の獲得のために、あらゆる機会において生徒指導の実践上の4つの視点である「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」を意識した教育活動を推進する。その実践を通して、子どもに「自分が誰かの役に立っている」「社会の役に立っている」との自己効力感を持たせ、あらゆる問題行動や不登校の抑止につなげる。

³⁸ 長期宿泊自然体験「活動資料集」～野外活動から野外教育へ～、花背山の家 宿泊学習の進め方

³⁹ 心をつなぐ手のことば手話で話そう！、手話ビデオ教材

⁴⁰ ～思春期の子どもをもつ保護者の皆様へ～「LGBTQについて知っていますか？」

⁴¹ 京都市いじめの防止等取組指針、生徒指導ハンドブック、携帯情報通信機器（スマホ等）利用に関わる啓発・学習プログラム、学習指導と生徒指導が一体化した授業づくり - 授業を通して自己指導能力の獲得を支える -

- ② 日常の子どもとの関わりにおいて、温かい声かけ、励まし、賞賛、尊重することを大事にする。授業中だけでなく、学級活動や児童会・生徒会活動等、あらゆる教育活動において子どもの主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自信を培い、自己実現につながる指導を進める。
- ③ 学校生活を通して、全ての子どもが他の人のよさを見つけ、自分のよさに気づき、生き生きと学び、友人関係を育むことができる魅力ある学校・学級づくりを進める。また、不登校傾向の子どもたちも安心して登校し、学べる校内の居場所づくりに向け、子どもとの信頼関係をしっかりと築くとともに、校内委員会を中心として組織的な体制の下で、学校が一体となって情報共有、共通理解、共通実践を行う。
- ④ 自然の中での集団宿泊活動では、基本的な生活習慣や公衆道徳の経験を積むとともに、日常の環境から離れる中で、集団のルール・秩序を尊重しながら、自らの役割を認識して他者と協力し、よりよい生活環境を整えようと行動することを通して、自己存在感・自己有用感を涵養し、よりよい人間関係を形成し、協働する力を育む。
- ⑤ 日常のあらゆる場面において、子ども自らが考え、省みて、律する力を育み、支えることが大切である。他者と関わる中で、道徳心、倫理や法律順守の意識を育むことで規範意識を醸成する。校則や学校のきまりにおいては、児童会や生徒会活動を通じて、子ども自らが意見を出し合い、自分事として考える活動の場を設け、子どもが決まったルールを自ら進んで守るように導いていく。
- ② 暴力行為等の問題行動に対しては「社会で許されない行為は、学校においても許されない」という姿勢の下、警察等関係機関と連携し、指導を徹底する。特に犯罪行為に該当する暴力行為やいじめについては、学校教育法に基づく懲戒や出席停止等の措置の必要性の検討・教育委員会への相談を含め、毅然とした対応を行う。また、児童会・生徒会活動等による子どもの主体性の醸成や、非行防止教室の実施等による情報モラルを含めた規範意識の醸成について、家庭や関係機関等と緊密に連携し、組織的・計画的に取り組む。
- ③ インターネットを利用した誹謗中傷やいじめ、盗撮、情報流出、不用意な発信等は、被害の影響が広範囲で回復が困難であることに留意し、他者を傷つけることや犯罪となり得ること、また性的被害等に遭う危険性、さらには、長時間利用による生活習慣の乱れなどの問題について、子どもが主体的にその解決方法を考え、行動できるよう指導する。
- ④ 問題行動への対応においては、迅速な初期対応が最も重要である。何が起こったのか、どういう背景があったのか正確な事実確認を行い、子どもの気持ちに寄り添いながら、必要な支援を行うことがすべての事案対応の肝になるため、校内研修等を通じて、学校組織全体での対応力を高める。暴力行為やいじめ等が明らかになった場合は、被害を受けた児童生徒の安全確保を最優先に、心身のケアを直ちに実施し、安全・安心な学習環境の確保を図る。また、日頃から家庭・地域（学校運営協議会）、関係機関と課題を共有し、学校の対応を見える化し、学校への信頼醸成を図る。
- ⑤ 子どもの状況や学級実態を的確に把握のうえ、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門職との連携や、クラスマネジメントシートの活用を行う。また、SNS等を活用した相談窓口の周知を進める。

10. いじめをはじめとする問題行動への対応⁴²

- ① いじめは生命または身体に重大な危険を生じさせ、子どもの可能性や未来を損なう恐れがあると認識し、すべての教職員が、いじめ対応における学校の義務や自校の「学校いじめの防止等基本方針」を理解し、初動段階から、適切に組織的対応を行う。そのうえで、子どもたちには、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させ、自分の大切さとともに他者の大切さを認め、人権意識を高める取組とともに、その解決の当事者として実践する機会を設ける取組の充実を図る。

11. 運動やスポーツの実践と体力の向上

- ① 運動する子どもとしない子どもの二極化の傾向が続く中、運動やスポーツに親しむ気運を高め、生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践できるよう、体育学習や運動部活動はもとより、休み時間や放課後を活用した外遊び等、教育課程全体を通して、全ての子どもが楽しみながら運動に触れる機会を積極的に設ける。その際には、体を動かすことが、情緒面や知的な発達を促し、集団的活動や身体表現等を通じて、コミュニケーション能力や論理的思考力を育むことも踏まえ、心と体を一体として捉えた指導を行うことにより、明るく豊かな生活を営む態度を育てる。

⁴² 生徒指導の三機能チェックリスト、クラスマネジメントシート実施の手引、心の居場所づくりハンドブック、心の居場所づくりハンドブック 別冊～ICTを活用した居場所づくりに向けて～、こころとからだのアンケート、京都市いじめの防止等取組指針、長期宿泊自然体験「活動資料集」～野外活動から野外教育へ～、花背山の家 宿泊学習の進め方

- ② 体育学習や部活動の実施にあたっては、組織的・計画的な安全管理・健康管理を徹底する⁴³。また、部活動の運営にあたっては、文化部・運動部を問わず、各校種のガイドライン等に基づき、適切な休養日や活動時間を設け、安全で、より充実した活動となるよう学校全体で取組を進める⁴⁴。
- ③ 令和10年度からの中学校部活動の地域展開に向けて、地域のスポーツクラブや民間団体（地元企業）、大学等との一層の連携や、地域への学校体育施設の積極的な開放を進めるとともに、近隣校との複数校合同部活動の実施や拠点校方式への参画など、持続可能な体制確保も含めた部活動改革を行う⁴⁵。
- ④ 幼稚園期においては、様々な遊びの中で、興味、関心、能力に応じて、全身を使って活動する楽しさや爽快感を十分に体験させ、自ら体を動かそうとする意欲を育てる。
- ⑤ 小学校期以降においては、学習したことを実生活において生かすことを重視し、自ら進んで運動やスポーツに親しむ資質や能力を身に付けられるよう、校種間の接続及び発達の段階を意識した指導を行う。
- ⑥ 各学校においては、子どもの体力や運動習慣等における特徴と課題を「京都市新体力テスト」も活用しつつ明確にし、家庭や地域との連携を図りながら、体力及び運動能力の維持向上に向けた特色ある取組を推進する。

12. 保健教育の充実⁴⁶

- ① 生涯を通じて自らの健康を適切に管理していく力を育成するため、発達の段階に応じて系統性のある指導ができるよう、指導内容の体系化を図り、自身の健康を保持・増進しようとする意識と実践的態度を育てる。
- ② 食事、運動、休養・睡眠の調和のとれた生活習慣の習得が、心身の健やかな成長や健康の保持増進につながることを理解させる。また、保護者の協力も得ながら「早寝・早起き・朝ごはん」等の生活習慣を自ら実践する力を育てる取組を充実する。
- ③ 性に関する基本的事項を理解し、適切な意思決定や主体的な行動選択ができるよう、エイズや性感染症、望まない妊娠などの課題に対応するとともに、性暴力・性犯罪の当事者にならないため、発達段階を踏まえた指導を行う。その際には、内容や計画について学校全体で共通理解を図るとともに、保護者の理解を得ながら丁寧に進める。また、学習を実施する場合には、発達段階、指導の目的や内容、取扱いの方法等について十分に配慮して行う。

13. 飲酒・喫煙・薬物に関する指導⁴⁷

- ① 飲酒、喫煙、薬物、医薬品の過剰摂取（いわゆるオーバードーズ）等の有害性・危険性を正しく理解し、生涯にわたっての行動に結び付くよう、体育・保健体育、道徳科、特別活動等での関連した指導や薬物乱用防止教室の実施等を徹底する。
- ② 違法薬物が、大人の目の届かないところで、「子ども一人一人の身近に迫っている」という強い危機意識を教職員・保護者・地域が共有し、学校組織全体での計画的な薬物乱用防止教育を推進する。所持・譲渡等が違法行為であることはもとより、一回の使用が常習性を招き、自らの心、体、生命を脅かすだけでなく、家族や友人等の人生を狂わせることを理解させ、薬物を勧められても子どもにその一線を越えさせない、薬物を拒絶する規範意識の向上を図る。

14. 安全教育の充実⁴⁸

- ① 生涯を通じて安全で活力のある生活を送るために、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の3つの領域について、学校安全計画に基づき、学校教育活動全体を通じて計画的に指導を行う。
- ② 登下校中、休日も含めた災害や事件・事故など緊急時に適切に対応できるよう危機管理マニュアルに基づく研修や訓練を地域・関係機関とも連携し計画的に行う。また、子どもの引渡し方法等、具体的な対応について各家庭と共通理解を図っておく。
- ③ 学校・家庭・地域が連携した通学路の安全対策、犯罪や事故の抑止に向けた取組、防災・避難訓練等への子どもの参画を促進するなど、地域における人と人とのつながりを重視した取組を通して、「安心で安全なまちづくり」の担い手としての自覚を高める。
- ④ 子ども自身が学校や地域において危険を予測し、回避する力及び危機に際し適切に行動できる力を育成し、交通事故や水難事故、熱中症、転落事故等、日常生活の様々な危険から自分を守ることができるよう、計画的に安全教育の取組を推進する。
- ⑤ 校外活動時、特に海・山・河川等での野外活動に際しては現地見を十分に行い、安心・安全な活動が行えるように努める。
- ⑥ ヘルメットの着用を含む交通ルールを遵守した自転車の安全な乗り方に関する指導を徹底する。また、自転車事故に伴う責任や当事者及びその家族等への影響についての理解を図る。

⁴³HANA モデル

⁴⁴小学校における水泳指導の手引、小学校の水泳指導における安全管理指針、小学校部活動（運動部）運営の手引、京都市立小学校運動部活動等ガイドライン、京都市立中学校部活動ガイドライン、京都市立高等学校部活動ガイドライン

⁴⁵京都市学校部活動及び地域クラブ活動推進方針

⁴⁶学校保健の手引、性に関する諸課題について～児童生徒を取り巻く現状と基本的な対応に関する参考資料～、学校における「性に関する指導」＜参考資料＞

⁴⁷薬物乱用防止教室実施に向けての指導資料、薬物乱用防止教育スタンダード

⁴⁸学校安全の手引（小学校、中学校）、安全ノート（1・2年指導用、3・4年指導用、5・6年指導用、中学校教師用）、京都市立学校防災マニュアル作成指針

15. 食に関する指導の推進⁴⁹

- ① 食は子どもたちの心身の健康を支える重要な要素であり、各教科担当と栄養教諭等が連携し、食に関する単元と結びつけた食育の推進を通じて、子どもたちが自ら適切な食を選ぶ力や、食や人への感謝の心を育む。
- ② 肥満・やせ、食物アレルギーや偏食に関する健康上の諸課題は多様化しており、学級担任だけでなく栄養教諭やスクールカウンセラーなどの専門職と連携し、保護者の信頼を得られる関係を構築しながら、改善に向けた計画・提案を行う個別の指導に取り組む。
- ③ 和食文化をはじめ、家庭・地域、学識経験者等と連携した伝統的食文化の継承や「地産地消（知産知消）」、食品ロスに関する学びなど、各校の特色ある取組を推進することにより、食育の充実を図る。
- ④ 「京都市立小学校における食物アレルギー対応の手引」等による研修の機会を充実させ、全教職員が食物アレルギー・アナフィラキシーに対する正しい知識に基づいた適切な対応がとれるようにする。

⁴⁹リーフレット「規則正しい食生活で未来を切り拓こう!」、日本料理に学ぶ食育カリキュラム指導資料集、小学校給食の手引き、京都市立小学校における食物アレルギー対応の手引、小学校給食衛生管理マニュアル、「京都市選択制中学校給食」パンフレット・給食予約システム「ご利用案内」、令和元年度「中学校給食の充実及び食育の推進に関する実態調査」、全員制中学校給食の実施に向けた検討状況、学校全体で取り組む食育の推進、視野の広い食選力を育む食育の在り方

関連資料等一覧

「学校教育の重点」の記載内容に関連する主な資料等をまとめました。SMART PORTAL 及び光京都イントラネットから資料を閲覧できますので、御活用ください。

■スマートポータルにログインした状態でクリックすると、該当ページが開きます。

▲小・中・義へ配布。紙媒体のみ。

掲載頁	No	資料等の名称
		教育課程指導計画（京都市スタンダード）
		京都市立幼稚園教育課程編成要領・京都市立小学校教育課程編成要領・京都市立中学校教育課程編成要領
		京都市立高等学校教育課程編成要領
		京都市立総合支援学校教育課程編成要領
		京都市立小学校・中学校・小中学校育成学級教育課程編成の手引き（令和2年度版）
		京都市環境教育スタンダード・ガイドライン
		〈学校における〉人権教育をすすめるにあたって
2・18	1・43	HANA モデル
2	2	学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き
2	3	デジタル・シティズンシップ教育の手引■
2	4	京都市防災教育スタンダード
2・19	4・48	京都市立学校防災マニュアル作成指針
3・17	5・40	～思春期の子どもをもつ保護者の皆様へ～「LGBTQ について知っていますか？」
3	6	授業・学級・学校づくりのユニバーサルデザインチェック表（小学校）（中学校）
3	6	「困りのある」生徒への具体的支援ヒントブック
3・18	7・42	心の居場所づくりハンドブック
3・18	7・42	心の居場所づくりハンドブック 別冊～ICTを活用した居場所づくりに向けて～
3・18	7・42	こころとからだのアンケート
3	7	不登校児童生徒への一人一人に寄り添ったチーム支援に向けて
3	8	フリースクール等民間団体に関する情報
3	8	校内サポートルームの充実に向けて
4	9	障害を理由とする差別の解消の推進に関する京都市対応要領
4	9	「障害のある子どもたちのよりよい就学先を求めて～京都市の就学相談～」リーフレット
4	9	「～障害のある子どもたちの『はぐくみ』を支える～育（はぐくみ）支援センター」リーフレット
4	9	知ってほしい！「高校通級特別支援チーム」リーフレット
4	9	京都市高校生サポート
4	9	就学支援シート
4	9	動画「京都市の就学相談」
4	9	障害のある子どもたちと障害のない子どもたちとの「交流及び共同学習」の推進のために
4	10	長期入院療養中の高校生の学習継続に関するガイドブック
4	11	日本語指導の手引
4	11	日本語初期集中指導教室「わかば」受入れの手引
4	11	日本語を母語としない生徒や保護者のための多言語進路ガイダンス
4	11	日本語を母語としない保護者のための「小学校生活スタートガイド」
5	12	学校・幼稚園における働き方改革推進方針
5	12	京都市教員等の資質の向上に関する指標
5	12	京都市 OJT 実践ガイドライン■
5	12	KYOTO×教育DXビジョン Ver1.2
5	12	専門家としての教師の学びと成長の一考察 ー対話を通じて自律性と創造性を育む PLC 型学校組織の開発■
5	12	「学び続ける教師」を育む、学び合い高め合える教職員組織づくり ー日常的な取組の意識化、最適化、活性化ー■
6	13	京都はぐくみ憲章「行動指針」
6	14	京都市学校評価ガイドライン [第3版]
6	14	カリキュラム・マネジメント
6	15	子どもを共に育む「親支援」プログラム
6	15	児童館・学童保育所について
6	16	放課後まなび教室のねらいと充実に向けて
6	16	あつまれ！京（みやこ）わくわくのトビラ
6	16	青少年活動センターについて
7・10・15	17・25・31	京都市 幼保小の架け橋プログラム手引き及び概要版、スタートカリキュラムの手引き
7	18	京都市小中一貫教育ガイドライン（試案）
7	19	京都市立高等学校スクール・ミッション
7・16	20・36	発達の特徴等によって困りのある中高生のための指導・支援ガイド（第2版）
7	21	生き方探究パスポート活用・指導の手引■
7	21	生き方探究教育（キャリア教育）に関する資料
7	21	「生き方探究・チャレンジ体験」の手引
7	21	「生き方探究教育」教材・プログラム
7	21	「京都モノづくりの殿堂・工房学習」指導資料集
7	21	京都モノづくりの殿堂デジタル版
7	21	「わくわく WORK LAND」指導資料集
7	21	「ジョイ JOB LAND」指導資料集

掲載頁	No	資料等の名称
7	21	京都モノづくりものがたり ビジュアル版
7	21	漫画 京都モノづくり列伝
7	21	自己肯定感を高めるキャリア教育■
7	21	活動のプロセスに注目し、成長を実感する生徒の育成を目指すキャリア教育■
8	22	子ども・子育てに関する情報・相談窓口
8	23	はぐくも KYOTO
10・15	24・29	未来につながる力を育む京都市立幼稚園
10	24	幼稚園版家庭教育の手引き「家庭と園で育もう」
10	26	読書ノート「親子で絵本！」
11	27	主体的・対話的で深い学びの実現に向けて【試案】
11	27	「算数科・数学科における 課題を選択し自立的に学び合う授業の提案」■
11	27	「学ぶ意味を実感できる社会科を目指して」■
11	27	「学びに向かう力を育む外国語教育の一方策」■
11・15	27・30	総合的な学習の時間のすすめ
11	27	一人一人の探究的な学習の充実 ー総合的な学習の時間における、「チャレンジロード学習」ー■
11	28	自学自習のすすめ
11	28	家庭学習と授業の相互で目指す 学習を自己調整する力の育成
15	30	子どもたちの学力向上をめざして、学びのコンパス
15	32	京都市理科観察実験支援事業報告書、いきいき理科大好き推進校実践事例報告書
15	33	読書ノート・学校図書館活用ノート
15	33	京都市子どもの読書活動推進のための取組指針
15	33	ブックリスト「本のもり」
15	33	読み解く力の育成 ー社会科・理科を通じた読み解く力の育成に視点をおいた授業提案ー■
15	34	情報活用能力アドバイスシート
16	35	政治的教養を育む教育を進めるにあたって
16	36	個別の指導計画に基づく指導と支援
16	36	ひらがな聞き取りテスト
16	36	普通学級に在籍する発達障害の特性がある生徒が学び方を選ぶことができる授業づくり■
16	37	京都市道徳指導資料集「ゆめいっぱい」（小学校）、京都市道徳指導資料集「心の旅」（中学校）
16	37	道徳教材・指導案集ー京都ゆかりの教材を用いてー
16	37	考え、議論する道徳を目指して
16	37	特別の教科 道徳 評価について
17・18	38・42	長期宿泊自然体験「活動資料集」～野外活動から野外教育へ～
17・18	38・42	花背山の家 宿泊学習の進め方
17	39	心をつなぐ手のことば手話で話そう！
17	39	手話ビデオ教材■
17・18	41・42	京都市いじめの防止等取組指針
17	41	生徒指導ハンドブック
17	41	携帯情報通信機器（スマホ等）利用に関わる啓発・学習プログラム
17	41	学習指導と生徒指導が一体化した授業づくり ー授業を通して自己指導能力の獲得を支えるー■
18	42	生徒指導の三機能チェックリスト
18	42	クラスマネジメントシート実施の手引
19	44	小学校における水泳指導の手引、小学校の水泳指導における安全管理指針
19	44	小学校部活動（運動部）運営の手引
19	44	京都市立小学校運動部活動等ガイドライン
19	44	京都市立中学校部活動ガイドライン
19	44	京都市立高等学校部活動ガイドライン
19	45	京都市学校部活動及び地域クラブ活動推進方針
19	46	学校保健の手引
19	46	性に関する諸課題について～児童生徒を取り巻く現状と基本的な対応に関する参考資料～
19	46	学校における「性に関する指導」<参考資料>
19	47	薬物乱用防止教室実施に向けての指導資料、薬物乱用防止教育スタンダード
19	48	学校安全の手引（小学校、中学校）▲
19	48	安全ノート（1・2年指導用、3・4年指導用、5・6年指導用、中学校教師用）■
20	49	リーフレット「規則正しい食生活で未来を切り拓こう！」
20	49	日本料理に学ぶ食育カリキュラム指導資料集 ■
20	49	小学校給食の手引き
20	49	京都市立小学校における食物アレルギー対応の手引
20	49	小学校給食衛生管理マニュアル
20	49	「京都市選択制中学校給食」パンフレット・給食予約システム「ご利用案内」
20	49	令和元年度「中学校給食の充実及び食育の推進に関する実態調査」
20	49	全員制中学校給食の実施に向けた検討状況
20	49	学校全体で取り組む食育の推進、視野の広い食選力を育む食育の在り方■

教育界の動き		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
主な動き		・日本国際博覧会「大阪・関西万博」		・関西ワールドマスタースゲームズ			
幼稚園	教育要領・教育課程編成要領等	教育課程企画特別部会「論点整理」公表	(中央教育審議会答申)(学習指導要領改訂)		(R10年度幼稚園教育要領全面实施(予定))		
	学習指導要領※想定スケジュール	教育課程企画特別部会「論点整理」公表	(中央教育審議会答申)(学習指導要領改訂)				(R12年度小学校学習指導要領全面实施(予定)) (R13年度中学校学習指導要領全面实施(予定))
小学校・中学校・小中学校	教科書採択		小学校:検定	小学校:採択 中学校:検定	中学校:採択 小学校:検定(R12年度新学習指導要領全面实施分)	小学校:採択 中学校:検定(R13年度新学習指導要領全面实施分)	中学校:採択
	京都市スタンダード(指導計画)			●小学校:作成	●中学校:作成	●小学校:作成	●中学校:作成
高等学校	新学習指導要領・教育課程編成要領等	教育課程企画特別部会「論点整理」公表	(中央教育審議会答申)(学習指導要領改訂)				(R14年度高等学校学習指導要領全面实施(予定))
総合支援学校	教育課程編成要領等	教育課程企画特別部会「論点整理」公表	(中央教育審議会答申)(学習指導要領改訂)				(R12年度特別支援学校小学校学習指導要領全面实施(予定)) (R13年度特別支援学校中学校学習指導要領全面实施(予定)) (R14年度特別支援学校高等部学習指導要領全面实施(予定))
国など	教育振興基本計画						第5期策定(予定) ↑
	国際学力調査	2025PISA調査実施	2025PISA調査結果 2026TIMSS調査実施	(2026TIMSS調査結果)	2028PISA調査実施(予定) (2028PISA調査結果)		2029TIMSS調査実施(予定)
京都市	義務標準法の改正による学級編制の標準的計画(40人⇒35人学級)	小学校6年生	小学校1年生	中学校2年生(予定) 中学校3年生(予定)			
	京都基本構想		●京都基本構想<2026-2050>				↑
	新京都戦略						↑
	京都市はぐくみプラン	●京都市はぐくみプラン<2025-2029>					↑
義務教育学校制度	●栄光小中学校開校 ●洛西陵明小中学校開校						

※●は京都市の動きを、それ以外は国の動きを表します。

4 質の高い教育をみんなに



全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

1 貧困をなくそう



あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

2 飢餓をゼロに



飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

3 すべての人に健康と福祉を



あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

5 ジェンダー平等を実現しよう



ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女性の能力強化を行う

6 安全な水とトイレを世界中に



全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに



全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

8 働きがいも経済成長も



包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する

9 産業と技術革新の基盤をつくろう



強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

10 人や国の不平等をなくそう



各国内及び各国間の不平等を是正する

11 住み続けられるまちづくりを



包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

12 つくる責任つかう責任



持続可能な生産消費形態を確保する

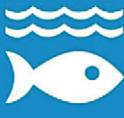
13 気候変動に具体的な対策を



気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



14 海の豊かさを守ろう



持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

15 陸の豊かさを守ろう



陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

16 平和と公正をすべての人に



持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

17 パートナーシップで目標を達成しよう



持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる



誰ひとり取り残さない

京都市教育委員会は教育を通じてSDGs 17の目標の達成に取り組んでいきます

京都はぐくみ憲章

～子どもを共に育む京都市民憲章～



わたしたちは、

- 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
- 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆^{きずな}を大切にします。
- 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
- 子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先します。

1925
平成19年2月5日(育児二こニコ笑顔の日)制定
3月13日京都市会が憲章推進を決議

京都市教育委員会 指導部 学校指導課

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 北庁舎7階

TEL 075-222-3815

冊子データはこちら▶

